

**～介護報酬改定対応～ 新生活行為向上リハビリテーション研修会【大阪会場】申込書**

- 開催日 2018年11月7日(水)～11月8日(木)
- 会場 **大阪国際交流センター 2階 さくら東西** 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-2-6 TEL:06-6772-5931
- 受講料【2日間コース】 共催団体会員施設:27,000円/名 非会員:43,200円/名 (資料代・消費税込み)  
【1日コース】 共催団体会員施設:15,000円/名 非会員:24,000円/名 (資料代・消費税込み)
- 宿泊日 2018年11月6日(火)<前泊>、11月7日(水)<当日泊> ※研修会最終日の宿泊設定はございません
- 宿泊利用ホテル 下記をご参照下さい(料金はお1人様1泊朝食付き諸税・サービス料を含みます。) ※東武トップツアーズの募集型企画旅行です。

宿泊ホテル名	交通アクセス	ホテル記号	部屋タイプ	宿泊料
大阪国際交流センター	近鉄電車大阪上本町駅より徒歩約7分	AS	シングル	9,300円
ダイワロイネットホテル大阪上本町	近鉄「大阪上本町」駅14番出口より南方向へ徒歩約2分	BS		12,500円

※ご予約は申込順に受け付けます。ご希望のホテルが定員に達した場合、他のホテルのご案内、又はお断りさせていただく場合がございます。

※禁煙の客室はご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。(消臭対応とさせていただきます)

※最少催行人員1名、添乗員は同行しません。 ※宿泊については別途ご案内の旅行条件書をご確認のうえお申込ください。

6. 昼食弁当 **11月7日(水)【1日目】、8日(木)【2日目】**のお弁当を希望者に手配いたします。 ※弁当料金:1個 1,300円税込(お茶付)  
※旅行契約ではありません。

7. お申込方法
  - ①全老健研修申込サイトからお申込みいただくか、当紙に必要な事項をご記入の上、**東武トップツアーズ(株)東京国際事業部**にFAX又は郵送にてお申込みください。(全老健研修申込サイト⇒<http://training.zenroken.net/>)
  - ②参加のみの方も、同様に研修申込サイト若しくは当用紙にてお申込ください。(間違を防ぐため、電話でのお申込はご遠慮願います。)
  - ③申込締切日 **2018年10月24日(水)【必着】**
  - ④参加券等は、研修会当日の約7～10日前頃に郵送致します。お振込先はその際にご案内させていただきます。

8. 変更・取消料

	旅行開始の前日から起算してさかのぼって		前日	当日	旅行開始後の解除、又は無連絡不参加
	14～8日前まで	7～2日前まで			
宿泊代	20%	30%	40%	50%	100%
昼食代	無料	30%	100%	100%	100%

※取消の際は書面にて弊社宛にFAX又は郵送ください。書面の到着日を基準といたしますが、休日の場合は翌営業日の扱いとさせていただきます。(電話での取消受付は一切致しません)

※宿泊、昼食費用の入金後の返金は、研修会終了後に取消手数料を差し引いた残額をご返金致します。事務整理上、多少日数がかかると思われますが、予めご了承下さい。なお、**研修会参加費用については、返金致しかねます**のでご了承下さい。宿泊の取消料は宿泊日の前日より起算し、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。

◆研修実施及び手配の為に必要な範囲内での主催者事務局・宿泊機関等への個人情報の提供について同意の上、本研修会・宿泊を申込みます。

【大阪会場】参加形態		□ 2日間コース		□ 1日コース ※修了証書発行なし	
※必ずご記入ください					
申込日	月 日	都道府県	連絡担当者		
施設名称			会員種別(該当するもの全てに○)		
所在地	[郵便番号: - ]		・全老健 ・全国デイケア協会 ・日本慢性期医療協会 ・日本リハビリテーション病院・施設協会 ・日本医師会(下の太枠欄に登録医師の情報をご記入ください。会員確認が取れない場合、「非会員」となります) ・非会員(いずれの会員でもない)		
Tel: - -	Fax: - -		日本医師会会員の場合は、登録医師の情報をご記入ください		
メールアドレス			登録医師氏名	(ふりがな)	
※後日、ご記入いただいたアドレスに申込内容確認メールが届きます。ドメイン指定受信等の受信制限をされている方は予め <a href="mailto:kenshu_order@zenroken.net">kenshu_order@zenroken.net</a> を受信可能にご設定をお願いいたします。			生年月日	医籍番号	
参加者氏名	ふりがな				
性別/老健勤務年数	男性 ・ 女性	年	昼食弁当(希望に○)	7日 ・ 8日 ・ 不要	
※老健勤務年数は6ヶ月を0.5年とし、0.5年単位でご記入下さい。(例:1年6ヶ月⇒1.5年/1年10ヶ月⇒2.0年) 老健勤務ではない場合は0年としてください。					
宿泊	申込み ・ 申込みない	ホテル記号	宿泊日	11月 日より泊	その他
禁煙 ・ 喫煙	※ご希望にそえない場合もございます				
役職・職種は記号(下記)をご記入ください	役職(記号)=		職種(記号)=		
役職	A:理事長 B:管理者 C:施設長 D:副施設長 E:法人理事等 F:(正・副)部長等 G:(正・副)事務長等 H:(正・副)課長/科長/室長/師長等 I:(正・副)係長等 J:(正副)主任/リーダー等 K:ユニットリーダー L:その他				
職種	G:OT H:PT I:ST Z:介護支援専門員 ※なお、「G～I」の職種と「Z」介護支援専門員を兼務されている方は「G～I」と「Z」の両方をご記入下さい。				
お申込・お問合せ先(旅行企画・実施)	<b>東武トップツアーズ(株)東京国際事業部</b> 観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア16階 総合旅行業務取扱管理者 山本 正幸 FAX:03-5348-3799 TEL:03-5348-3897 担当:春田・山田 (営業時間 月～金/9:30～18:30 土・日・祝/休業) [社内承認番号:客国18-345]				

≪当社記入欄≫ (FAXにてお申込の場合、お申込み後3営業日以内に、下記いずれかの□に✓を入れ、当申込書をFAX返信させていただきます。返信がない場合、申し込みが出来ていない可能性がございます。東武トップツアーズ株式会社までご確認ください。)

- 申込みをお受けしました □ ホテル満室のため、調整後ご連絡させていただきます  
□ 定員に達した為、「キャンセル待ち」でお預かりいたします。申込可能となった場合、改めてご連絡いたします **受付日:**

## 旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京国際事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

### 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、別紙「申込書」『7.お申込み方法について』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

別紙「申込書」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

### 4. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

### 5. 旅行契約の解除

(1) お客様は、別紙「申込書」『8.変更、取消料』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

### 6. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

### 7. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様

に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

### 8. 旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、追加の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

### 9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

### 10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

### 11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきますほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのため

に利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

### 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

### 13. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は平成29年6月1日現在を基準としております。

## ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



東京国際事業部



〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 16階

電話番号 03-5348-3897 FAX 番号 03-5348-3799

営業日 平日（土日祝日休業） 営業時間 09:30～18:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：山本 正幸

客国 18-345

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6版)